

個に応じた支援（切れ目のない支援の充実）

西東京市教育に関する大綱（以下、「大綱」という）の基本方針である「一人ひとりを大切にする教育の推進に向けて」にあるように、本市の特別支援教育を推進させるためには、通常の学級での個に応じた支援を充実させることが必要である。通常の学級に在籍する発達に課題のある児童への支援として、東京都は全ての公立小学校に特別支援教室を開設し学校教育の大きな改革を進めている。本市では平成 29 年度に全校で試行開設する。さらに、発達障害に併せ心理的課題等の早期発見や早期対応にむけて、大綱に示されている部局横断的ネットワークの充実を図り、切れ目のない支援を目指していく。

1 切れ目のない支援の概要と現状

現在、就学前の支援として、幼児期からの発達、心理の相談や支援は、保護者の子ども理解や子どもの情緒発達を促進し、適切な就学や義務教育期間の充実した学習や生活につなげている。心理アドバイザーの派遣等による保育園や幼稚園との連携や、健康課との共通理解、事業連携等を進めてきている。さらに、要保護児童対策地域協議会の発達支援部会においては、部局を超えて、情報を共有し、必要な対応策を講じている。

また、小学校入学前後の支援の継続に関する取組としての就学支援シートは、就学前機関と保護者とが一緒に作成し、就学先の小学校へ入学前に届けることにより、学校生活のスムーズなスタートに効果的に機能している。

2 対応策

(1) 幼児から小学校への切れ目のない支援

- ア 教育相談における幼児相談の充実
- イ 要保護児童対策地域協議会の発達支援部会における情報連携
- ウ 学校、教育委員会と就学前機関との連携の強化

(2) 小学校入学後の支援

- ア 特別支援教室の小学校全校での試行開設
- イ 指導補助員の配置（低学年対象）

(3) 小学校から中学校へ支援の引継ぎ

- ア 教育支援システムによる個別指導計画等の引継ぎ
- イ 不登校対策委員会における小中間の情報交換と小中連携シート等の活用

(4) 中学校卒業後の支援

- ア 不登校ひきこもり相談室「ニコモルーム」
- イ 生活困窮者自立支援事業との連携